

ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件に係る 弁護士報酬相当額等の損害賠償請求について

「ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件」に係る「弁護士報酬請求訴訟」で本市が住民側に支払った弁護士報酬相当額のほか、一連の訴訟追行に要した費用などについて、受注業者 2 社（三菱重工業㈱、J F E エンジニアリング㈱）に対し、損害賠償を求めて、平成 24 年 2 月 15 日に請求書を送付しました。

その後、平成 24 年 3 月 14 日に J F E エンジニアリング㈱、3 月 16 日に三菱重工業㈱から、本市の請求に応じられないとする書面回答が提出されましたので、今後は法的手段により損害賠償を求めています。

【参考】

1 受注業者 2 社に対する請求内容

項 目		金 額
住民訴訟	第 1 審 応訴に要した費用	52 万 5000 円
	控訴審 補助参加に要した費用	157 万 5000 円
弁護士報酬 請求訴訟	第 1 審 訴訟追行に要した費用	172 万 2900 円
	控訴審 訴訟追行に要した費用	205 万 5000 円
	住民側に支払った弁護士報酬相当額	1 億 1197 万 2602 円
合 計		1 億 1785 万 502 円

※上記の金額に対する年 5 分の遅延損害金も合わせて請求します。

さらに、今後の損害賠償請求に要する費用が発生する場合には、その費用も請求します。

2 損害賠償請求の根拠（抜粋）

・ 民法第 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

・ 民法第 719 条（共同不法行為者の責任）

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

【参考資料】

1 住民訴訟（焼却炉築造工事入札談合事件）の経緯

平成 6 年		旭工場 焼却炉築造工事発注（三菱重工業(株) 受注）
平成 7 年		金沢工場 焼却炉築造工事発注（日本鋼管(株)（現 JFE エンジニアリング(株)）受注）
平成 12 年	7 月	原告（住民）は、横浜市、三菱重工業(株)、JFE エンジニアリング(株)を横浜地方裁判所に提訴
平成 18 年	6 月	横浜地方裁判所は談合行為を認め受注者に損害賠償を命令
	9 月	本市は控訴審へ補助参加
平成 20 年	3 月	東京高等裁判所は概ね一審判決を支持
平成 21 年	4 月	最高裁判所が被告上告を棄却【住民勝訴確定】 JFE エンジニアリング(株)が損害賠償金を納付 (約 28 億 8 千万円（遅延損害金含む。))
平成 21 年	5 月	三菱重工業(株)が損害賠償金を納付 (約 14 億 3 千万円（遅延損害金含む。)) ※ 2 社合計約 43 億 1 千万円を納付

2 弁護士報酬請求訴訟の経緯

平成 21 年	7 月 14 日	原告（住民）は、弁護士報酬相当額（1 億円）の支払いを求め、本市を横浜地方裁判所に提訴
平成 23 年	3 月 25 日	第 1 審判決 被告横浜市は原告（住民）に対し、金 1 億円及びこれに対する平成 21 年 7 月 25 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
平成 23 年	4 月 8 日	横浜市は、東京高等裁判所に控訴を提起
	11 月 17 日	控訴審判決 控訴を棄却する。（第 1 審判決通り）
	12 月 2 日	判決の確定
	12 月 16 日	原告（住民）へ判決に基づく金額を支払う。

3 損害賠償請求の経緯

平成 24 年	2 月 15 日	受注業者 2 社に対し、請求書を送付
	3 月 14 日	JFE エンジニアリング(株) 本市の請求に応じられない旨を回答
	3 月 16 日	三菱重工業(株) 本市の請求に応じられない旨を回答